

# 令和4年度農業委員会総会・

## 令和4年5月 農業委員会定例会

### 議 事 録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 13:30(開会)  
15:10(閉会)

2. 開催場所 韮崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(13名)

#### 農業委員

#### 農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文(欠席)	21番	石川 豊
3番	横内 知恵美	22番	横森 隆次(欠席)
4番	保坂 耕	23番	横森 孝徳(欠席)
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久(欠席)
7番	上野 公(欠席)	26番	石合 榮之
8番	古屋 一光	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂(欠席)	29番	駒井 正一
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造
12番	小田切 悦男(欠席)	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行(欠席)		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生(欠席)		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 令和3年度韮崎市農業委員会業務報告について

議案第2号 令和3年度農地法に基づく処理業務報告について

議案第3号 令和3年度農業者年金業務報告について

議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)  
について

議案第 5 号	令和 4 年度目標及びその達成に向けた活動計画（案）について	
議案第 6 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	2 件
議案第 7 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	2 件
議案第 8 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による 別段面積等の指定申請の承認について	1 件
議案第 9 号	経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農地利用集積計画の承認について	9 件
報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	4 件
報告第 2 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について	1 件

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局 長：東條 匡志

事務局次長：早川 洋

書 記：齋藤 進・越石 早織

## 6. 会議の概要

### <事務局長>

ただ今から令和 4 年農業委員会総会及び令和 4 年 5 月農業委員会定例会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

### <会 長>

(会長あいさつ)

### <事務局長>

続きますして、内藤市長よりあいさつをお願いいたします。

### <市 長>

(市長あいさつ)

### <事務局長>

ありがとうございました。内藤市長におかれましては、他の公務があるため退席させていただきます。

### <事務局長>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

### <議 長>

本日、出席委員は農業委員 1 9 名中 1 3 名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第 1 6 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、11番 小澤 辰雄 委員、13番 久保田 豊一 委員 をお願いいたします。  
また、会議書記には、事務局職員 齋藤氏 と 越石氏 を指名いたします。  
それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号から3号までは令和3年度の事業報告になります。議案第4号及び第5号につきましては、令和3年度活動の点検・評価及び令和4年度の活動計画になります。

議案第6号	農地法第3条の規定による申請の承認について	2件	6,273 m <sup>2</sup>
議案第7号	農地法第5条の規定による申請の承認について	2件	556 m <sup>2</sup>
議案第8号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積等の指定申請の承認について	1件	420 m <sup>2</sup>
議案第9号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	9件	20,242 m <sup>2</sup>
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による 届出について	4件	18,996.33 m <sup>2</sup>
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による 届出について	1件	3,045 m <sup>2</sup>
合計		19件	49,532.33 m <sup>2</sup>

となります。

次に、会務報告ですが、5月9日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「令和3年度韮崎市農業委員会業務報告について」、議案第2号「令和3年度農地法等に基づく処理業務報告について」、議案第3号「令和3年度農業者年金業務報告について」、以上3案件につきましては、一括して議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、令和4年度農業委員会総会議案集の1ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第1号・議案第2号・議案第3号、説明)

<議長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは議案第1号、議案第2号、議案第3号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号、議案第2号、議案第3号については原案のとおり承認いたします。

<議長>

次に議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、総会議案集の6ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第4号、説明)

<議長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

新規参入者数の報告がありましたが、新規参入者が離農しないように営農状況の調査や指導等はしていくのでしょうか?

<事務局>

離農していく要因としては、農地が適正に利用できなくなってしまうことがあると思います。そういったことを未然に防ぐために新規就農者等に農地を集積・集約していくべきだと考えております。今後は、人・農地プランを活用し、新規参入者の確保と農地の最適化を同時に行っていく予定でいます。

<議長>

その他、質問ありますか?

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは議案第4号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号については原案のとおり承認いたします。よって、議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」の(案)の削除をお願いいたします。

<議長>

次に議案第5号「令和4年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、総会議案集の11ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第5号、説明)

<議長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

総会資料12ページ(3)①に新規参入の現状と課題の中で果樹希望者への支援等は充実しているようですが、水稻希望者への支援として、葦崎の土地にあったコシヒカリの品種改良等の支援策はありませんか?支援により農家の収益も上がるのではないかと思います。

<事務局>

山梨県は果樹王国であり、県においても果樹の品種改良に力を入れております。果樹に比べると米の品種改良への力の入れ方が劣っているので、今後、県やJAへ働きかけて参ります。

<議長>

その他、質問ありますか?

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは議案第5号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号については原案のとおり承認いたします。よって、議案第5号「令和4年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」の(案)の削除をお願いいたします。

<議 長>

続きまして、農地法による承認・報告案件に入ります。

それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、令和4年5月農業委員会定例会議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件であります。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)贈与による所有権移転の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲受人の希望による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、申請番号1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第6号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條立石、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：古屋委員（田中委員が欠席のため）

申請番号2番：久保田委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号、1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第7号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第8号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積等の指定申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集3ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積等の指定申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は中田町中條字宿、空き家に付

随する農地の別段面積等の指定申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番：古屋委員（田中委員欠席のため）  
（委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第8号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第9号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については9件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：10年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：5年、再設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、再設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：玉ねぎ・長ネギ、期間：10年、再設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：3年、再設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：5年、新規設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、



期間：5年、新規設定です。

申請番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：観葉植物、期間：3年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

全員賛成ですので、議案第9号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号について説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が4件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件です。議案集10ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井西御門、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町上新田他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割金山他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾高芝原他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は中田町小田川蓮田、合意解約の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事 務 局>

(その他の件について、事務局より説明)  
質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

小澤職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和4年度農業委員会総会及び令和4年5月農業委員会定例会を閉会いたします。

**【議事に参与した者の職、氏名】**

○書記：齋藤 進・越石 早織